

よくあるご質問「女性活躍促進施設整備補助金」

（基本的事項）

Q1 この補助金の目的はなんですか。

A1 この補助金は、「やまぐち女性の活躍推進事業者」が行う女性が働きやすい職場環境の整備に対し支援することにより、女性の就業継続や職域拡大を図ることを目的としています。女性の就業における障壁を解消し、女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画に定めた目標の達成に資する施設の整備に関する経費を補助します。

（交付手続）

Q2 申請期間は決まっていますか。

A2 申請期間は令和7年（2025年）12月26日（金）までです。なお、申請の先着順とし、交付決定額が予算枠に達したときは、同日以前に受付を終了します。

Q3 申請までに必要な手続きがありますか。

A3 次の手続きが必要です。

①「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ることが必要です。（Q4 参照）

※届出前に、当課にご確認ください。

②県男女共同参画課に「やまぐち女性の活躍推進事業者」登録の申請が必要です。

※登録証は、申請月の翌月下旬に送付される予定です。

Q4 「一般事業主行動計画の目標」には、何を定める必要がありますか。

A4 女性の就業継続、職域拡大に係る目標を行動計画に定めることとし、具体的には、「女性比率」、「女性採用比率」、「女性定着率」、「女性正社員化」等が該当します。

なお、行動計画の目標に「管理職比率」「育休取得率」「年休取得率」を定めることは、もちろん可能ですが、これらの目標だけでは本事業の趣旨に沿わないので、交付要件に該当しません。

Q5 目標を達成できなかった場合は補助金を返還する必要がありますか。

A5 目標を達成できなかった場合でも、その達成に向けた具体的な取組が行われていることが認められれば、補助金返還は求めません。

Q6 着工までに必要な手続きがありますか。

A6 交付決定を受けることが必要です。交付決定の後に、着工してください。

Q7 補助金の交付を受けるまでに、どのような手続きが必要ですか。

A7 補助金交付(支払い)までの手続きの流れは、次のとおりです。

- ①女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の内容について、事前確認
- ②労働局に一般事業主行動計画の届出
- ③男女共同参画課に「やまぐち女性の活躍推進事業者」の登録申請
- ④事業計画書兼収支予算書等の作成
- ⑤交付申請(令和7年(2025年)12月26日(金)まで)
- ⑥交付決定(県)
- ⑦事業着手
- ⑧事業(領収)完了(令和8年(2026年)2月27日(金)まで)
- ⑨実績報告(事業完了日から30日又は令和8年(2026年)3月10日(火)のいずれか早い日まで)
- ⑩完了検査、補助金の額を確定(県)
- ⑪補助金の支払請求書の提出
- ⑫補助金の支払い(県)

Q8 補助金の交付申請手続は、法人単位ですか、事業所単位ですか。

A8 法人単位です。

Q9 交付申請の際、どのような納税証明書が必要ですか。

A9 使用目的は「5 その他の目的」で、「県税について滞納はありません。」と記載された証明書が必要です。

なお、税務署(国)や市役所(市)で発行する納税証明書を取得されても、無効となりますのでご注意ください。必ず、お近くの県税事務所(県)での取得をお願いします。

(補助対象施設)

Q10 補助対象となる施設は何ですか。

A10 次のとおりです。なお、次の施設に該当する場合でも、補助を受けられない場合がありますので御注意ください。(Q11 参照)

(1)女性専用施設等

- ・トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室等の新增設又は改修
- ・和式トイレから洋式トイレへの改修
- ・男女トイレの入り口が共通であるものを壁で完全に分離する改修

(2)安全施設等

- ・スロープ、滑り止め等(妊婦等の安全確保)の新增設又は改修
- ・女性従業員の安全を確保するための監視カメラ(外部からの侵入防止・抑制等)や街灯(夜勤時等の安全確保)の新增設又は改修

(3)福利厚生施設等

- ・調理や保温設備等(女性活躍に必要と認められるもの)、分煙設備の新增設や改修

Q11 補助が受けられない施設はどのようなものがありますか。

A11 次のとおりです。

- ①古くなった施設等の単なる更新
- ②一般事業主行動計画に定めた女性の就業拡大や職域拡大といった目標の達成に資すると認められない施設
- ③過去1年以内に新築又は増築に着手した事業場に、後から女性専用施設、安全施設等を新增設する場合
- ④利用客のサービス目的の施設や、業務で使用する機械器具を安全に使用するための施設等、事業活動に直接使用される施設
- ⑤製造ラインやオフィス内の監視等、事業活動を直接監視するために設置する監視カメラ

(補助対象経費)

Q12 事業場の拡張(新築・増築)に合わせて既存事業場部分にトイレ等を新增設する場合、トイレ等の部分は補助対象になりますか。

A12 補助対象外です。ただし、既存事業場部分のトイレ等を改修する場合は補助対象になります。

Q13 「撤退した企業の事業場等」を譲り受け、改修する場合、補助対象になりますか。

A13 補助対象になります。なお、譲り渡すために改修する場合は、補助対象外です。

Q14 建物賃貸借契約等により借りている施設を改修する場合、補助対象になりますか。

A14 補助対象外です。自社建物が対象となります。

Q15 建物賃貸借契約等により、他社に貸し出している自社建物は補助対象になりますか。

A15 申請企業以外の従業員が使用する施設は、補助対象外です。

Q16 これまで男女兼用のトイレが1つだったので、女性専用のトイレの増築を計画しています。どこまでが補助対象になりますか。

A16 増築に係る便座等一式と壁やドアの設置などが対象になります。
なお、男女兼用だったトイレを男性専用に改修した部分の経費は、補助対象外です。

Q17 これまで男女兼用の更衣室が1つだったので、それを分割して、女性専用の更衣室を作ることを計画しています。どこまでが補助対象になりますか。

A17 新たに追加購入するロッカー代、パーテーション代、また、扉を購入する場合は、女性側のみが対象になります。

ただし、補助対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて 10 万円以上のものに限られます（備品購入のみの場合は、10 万円以上でも対象外です）。

Q18 男女共用トイレの個室を和式から洋式に改修します。補助対象になりますか。

A18 補助対象外です。

ただし、男女共用トイレを女性専用トイレに改修する工事内で和式から洋式にする場合は対象になります。

Q19 既存の女性専用トイレの改修を計画しています。どこまでが補助対象になりますか。

A19 洗浄機能付き便座への変更や洗面台、疑似流水音装置等、「新たな機能の追加を伴う改修」は、対象になります（ただし、補助対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて 10 万円以上のものに限られます）。

ただし、古くなったトイレ設備の更新など、既にある設備機能の向上に伴う改修については、補助対象外です。

Q20 既存の女性更衣室の備品を新品に買い替えます。補助対象になりますか。

A20 補助対象外です。

Q21 女性専用トイレをレンタルで調達します。レンタル費用は、補助対象になりますか。

A21 補助対象外です。

Q22 女性専用トイレの改修に伴い、仮設トイレを設置します。補助対象になりますか。

A22 補助対象外です。見積書に含まれていても問題ありませんが、補助対象経費からは除きます。

Q23 自社で施工する場合は、補助対象になりますか。

A23 補助対象外です。

ただし、備品を購入し、自社施工する場合は、備品購入費（10 万円以上）のみ補助対象となります。

（他の助成金等との併用）

Q24 同一施設の整備について、本補助金と他の補助金等を併用することは可能ですか。

A24 他の補助金等と併用することはできません。

ただし、他の補助金等により整備する経費が明確に区分できるときは、本補助金を交付できる場合があります。

(参考)

○国の助成金

- ・「障害者作業施設設置等助成金」
- ・「障害者福祉施設設置等助成金」

○県の補助金

- ・「企業立地促進補助金」
- ・「優良産廃処理業者に係る女性就業環境整備事業費補助金」

(その他)

Q25 中小企業に該当するか教えてください。

A25 中小企業基本法に基づく企業の区分によります。(下表参照)

業種		従業員規模・資本金規模
卸売業	各種商品卸売業ほか	100 人以下 又は 1 億円以下
小売業	各種商品小売業、飲食店ほか	50 人以下 又は 5 千万円以下
サービス業	情報通信業、不動産業、宿泊業、 教育・学習支援、医療・福祉ほか	100 人以下 又は 5 千万円以下
その他	製造業・建設業ほか	300 人以下 又は 3 億円以下

Q26 電子メールで申請書等の提出は可能ですか。

A26 可能です。Q27 の E-mail アドレスに送付してください。

※【件名】に「女性活躍促進施設整備補助金について」と記入してください。

Q27 問い合わせ先を教えてください。

A27 TEL:083-933-3221 FAX:083-933-3229

E-mail:a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

以上